

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき

厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百五十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）

第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年六月十九日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一〇七 （略） 八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあつては、次に掲げるものに限る。 (1) (122) （略） (123) イントレチノイン (124) (296) （略） (297) カミゼストラント (298) (493) （略） (494) ジロキシメルファミラート (495) (785) （略） (786) ネタルスジル (787) (1215) （略） (1216) リルザブルチニブ (1217) (1259) （略） (1260) レミゲルチニブ (1261) (1280) （略）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一〇七 （略） 八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあつては、次に掲げるものに限る。 (1) (122) （略） (新設) (123) (296) （略） (新設) (296) (491) （略） (新設) (492) (782) （略） (新設) (783) (1211) （略） (新設) (1212) (1254) （略） (新設) (1255) (1274) （略）

九 (略)

九 (略)